

桃 源 苑 利 用 料 金 表

<通所リハビリテーション>

(平成26年4月1日)

基本サービス費

一割負担分 (ご利用が居宅サービス計画で策定されておりご利用がその方の支給限度額の範囲内の場合)

要介護1		507円／日
要介護2		616円／日
要介護3		724円／日
要介護4		832円／日
要介護5		940円／日
各種加算料金		
リハビリマネジメント加算		リハビリを月4回以上実施すると共に新規利用の場合は医師の指示を受けた理学療法士等による利用者の居宅訪問が要件となります 230円／月
サービス提供 体制強化加算 (どちらか一方)	(Ⅰ) 介護職員の総数のうち介護福祉士40%以上	12円／日
	(Ⅱ) 直接提供する職員の総数のうち勤続年数3年以上30%以上	6円／日
	桃源苑は(Ⅰ)の12円／日が該当されます	
短期集中リハビリテーション実施 加算 (退院・退所日又は認定日より3 月以内の者対象)	退院・退所日又は認定日より1月以内 (20分×2回の個別リハビリを2日／週以上実施)	120円／日
	退院・退所日又は認定日より1月超え3月以内 (20分×1回の個別リハビリを2日／週以上実施)	60円／日
個別リハビリテーション 実施加算(20分以上／回実施)		・退院・退所日又は認定日より1月以内の者で短期集中リハ 加算を算定している場合は2回／日実施 ・退院・退所日又は認定日より1月超え3月以内の者で短期 集中リハ加算を算定している場合は1回／日実施 ・退院・退所日又は認定日より3月超え及び短期集中リハ加 算を算定していない場合は13回／月まで 80円／回
認知症短期集中リハビリテーシ ョン実施加算		退院・退所日又は通所開始日より3月以内 (2日／週を限度) 240円／日
入浴介助加算		50円／日
栄養改善加算		2回／月を限度とする 150円／回
口腔機能向上加算		2回／月を限度とする 150円／回
重度療養管理加算		要介護4、5で厚生労働大臣が定める状態の方 100円／日
訪問指導等加算		医師の指示を受けた理学療法士等による利用者 の居宅訪問が要件となり1月に1回のみ 550円／月
介護職員処遇改善加算 = 介護職員の適正な人材確保によって適正なサービスの質を維持向上する目的 介護報酬総単位数(基本サービス費＋加算・減算)×加算率1.7%(1単位未満四捨五入)×1単位の単価(1円未満切り捨て)		

その他の実費料金

食事の提供に要する費用(昼食)	600円/食
日用品費(個別の教材費)シャンプー・リンス・石鹸・ボディシャンプーハンドソープ・ティッシュ等	100円/日
・施設用布団など汚染の場合はクリーニング費用が実費発生します。	
・苑内備品及び設備等破損の場合は相当額を請求。	

- * 上記の料金を翌月、2回目ご利用時まで事務所にお支払いください。給付制限等がある場合はこの限りではありません。尚、領収書は再発行いたしませんので、大切に保管してください。
- * 通所リハビリテーションのご利用が居宅サービス計画に策定されていない場合は、一旦利用料を全額実費(上記の額の10倍の額)でお支払いいただきます。サービス提供証明書を発行いたしますので、市役所・町役場にご提出ください。9割の払い戻しを受けられます。
- * 当施設での通所リハビリテーションご利用において、その方の支給限度額を超える場合は、超えた分につき利用料は全額実費になります。